

髙村洋子議員

質問①

様似町「オープンデータの取り組み推進」の認識から現状と活用、町戦略の方向性について

問 誰もがインターネットを通じて容易に利用できる形で公開されたデータが「オープンデータ」と言われ、国民共有の財産である自治体や国が示すデータを自由に活用できれば、優れたサービスを生み出す可能性があると思う。H28年12月に「官民データ活用利用推進基本法」が施行され、地方自治体の責務もあるが町の認識とオープンデータ化の推進状況は。

また、制度活用にあたり職員の研修の機会は確保されているか。

答 地方公共団体の努力義務として、基本的計画の策定、オープンデータの促進、情報システム改革が挙げられているので、令和2年度中に公式ホームページ上でオープンデータを公開できるよう検討している。

また、研修機会については、11月に日高町で開催された研修会に情報処理係が参加している。今後も職員の研修会への参加を図り、ICT技術に対応できる人材の育成を進めることが重要だと考えている。

問 さまざまな課題があると思うが、当町にはIT、ICTに詳しく優秀な職員がいるので、できるところから進めるべきではないか。

答 情報検討化委員会の中で話合い、オープンデータ化できる情報を各課で洗い出し、提供したい。

質問②

アポイ山荘と周辺施設の指定管理者「様似観光開発公社」との契約更新について

問 契約期限は令和2年3月である。3年前に、恒常的な赤字を改善するべく経営改善計画の提出を求め、過去、契約期間は5年間だったが3年間とした。契約者として、計画の評価、実績、今後の方向性の考えは。

答 計画は、宿泊料金の引上げ、仕入れ等の見直し、人件費削減の経費圧縮、指定管理料の増額で入浴部門の補填で単年度赤字の解消の計画だった。昨年度から単年度黒字に転換し、今年度までに1，200万円改善している。官民一体の第3セクターとして役割を果たしたと評価している。

公社の経営状態、社会環境の変化、所管委員会の議論から新たな指定管理者を一般公募することを決断した。急なことで円滑に引き継ぐための準備期間も必要なことから、本会議に公社と1年限りの契約更新を認めていただくよう提案している。

問 7月の所管委員会で、公社から3年間の契約更新を求められたが、現在1年間と変わっているのは。

答 これまで委員会で説明してきたが、公社の大株主が町であり、公社社長と町長が同じでは町民の負担増につながる等ご意見を踏まえ判断した。

問 3年前、公社社長と町長の兼務に異論が出たので、社長を交代すべく町長は町内業者に相談し、御本人の社長就任の承諾を得たような報告をしたが、なぜ交代しなかったのか。

答 所管委員会で結局駄目になって現在にある。

問 契約を継続すべきと思うが、経営難が表面化して町民が協力し、従業員も知恵を出しコスト削減で黒字化している。その努力を無にするのか。

答 全社員、役職員一同努力している。本当の民間力が経営改善できれば、町に良いかと決断した。

問 3年間の経営改善は、公社の努力と認めるべきと思う。

また、公社を指定管理者として適当と判断した町長のスタンスを変えるべきでない。

答 管理料2，100万円という数字は、管内同類施設の中でも低い方だと思う。過去の議決で、アポイ山荘を公社に委託してきた。新たな指定管理者には、町の歩んだ姿勢も示しながら導きたい。

問 住民に対する責任と公社社長としての責任は別問題なので、町長として契約更新の提案をブレずに、常に町民に軸足を置いて本気度を示してほしい。

答 そう簡単にブレないと思う。議会に提案する議案が「否決、否決」となる経験をしてきた。ここにいる課長職が、これから町を支える幹部になっていこうと思えるような議会とのやり取りでないとならない。これからも説明責任を果たしたい。



各常任委員会は、下記の分野の問題・課題について議論しています。
◎総務・産業常任委員会…総務、税務、産業、商工観光、建設、上下水道
◎社会・文教常任委員会…町民、保健福祉、教育、消防

総務・産業常任委員会

「アポイ山荘の指定管理者のあり方」について

町側から提案されている様似観光開発公社による指定管理期間の2年延長と一般公募のあり方、懸念される問題点などを協議しました。

委員会の調査結果として、指定管理期間は2年延長ではなく令和2年3月末までとし、4月からの営業に向け一般公募をし、応募のない場合は町営で行う方向性で話し合いました。公社清算に係る経費は、町費で賄う方向で進むよう話し合いました。最終的に、指定管理期間を1年とする議案を12月定例会で審議することになりました。

来年度予算に向けた重点事項について

実質単年度収支は、令和2年度は黒字ですが、令和3年度より恒常的に赤字の状況になり、懸案事項に対し計画的に設備投資できる状況にないのが現状です。

今後※ＭＩＣＳ事業、えりも町との一般廃棄物処理の負担金等を考慮すると益々厳しい状況です。

※ＭＩＣＳ事業
収集したし尿・浄化槽汚泥を下水道施設を活用して処理する事業のこと。

◎そのほかの案件名
①10月18日（金曜日）
＊アポイ山荘の指定管理者の在り方について
②11月11日（月曜日）
＊アポイ山荘の指定管理者の在り方について
＊来年度予算に向けた財政重点事項について
③12月9日（月曜日）
＊アポイ山荘の指定管理について
＊報酬額及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＊町長等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＊職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＊様似町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
＊様似町職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＊職員定数条例等の条例の一部を改正する条例の制定について
＊成年後被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
＊旧様似ソビラ荘・エンルム荘の利活用について
＊ふるさと納税の現況について
＊林道様似パンケ線の現況について
＊水道水の濁水対策について



社会・文教常任委員会

様似町低所得者福祉灯油支給事業について

この事業は、厳冬期の灯油価格高騰により、家計費へ影響を受ける低所得者の生活の安定と向上を図ることを目的とし、灯油購入費の一部を助成するもので、事業実施の目安として灯油価格の基準は、税込みで１００円前後としています。

本事業を実施することになった場合、本議会以降であれば、専決によって予算措置をいたしたいとの説明がありました。

※12月定例会前に灯油価格が１００円を超えたことにより議会で実施することに決定しました。

介護保険福祉用具購入費等の受領委任払いについて

実施目的は、介護保険給付制度に伴う福祉用具購入費又は住宅改修費に係わる利用者の負担軽減を図ることにより、制度の利用促進につなげ、住みなれた地域、家庭で自立した生活をおくる環境整備を進めることを目的としています。

現行は、償還払いといい、例えば、住宅改修費20万円の場合、利用者が一旦工事施工事業者に20万円を支払い、その証明書類を町に提出後、町から9割分の18万円が利用者に支給されます。

一方、受領委任払いを取り入れた場合は、先に事業者を登録いただき、工事が施工された場合、利用者は自己負担の1割分、工事費が20万円の場合、2万円を施工業者に支払うだけで済みます。その後町から施工業者に残りの9割分18万円を直接支払う形になります。

介護保険制度上は、償還払いの形が原則でしたが、実際には、半数以上の自治体が受領委任払いを取り入れており、さらに北海道からの勧めもあり、様似町でも受領委任払いを取り入れたいとの説明がありました。